

第79回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和3年2月2日(火) 午後1時30分～午後4時00分

(2) 場所 本庁舎2階 第一特別委員会室

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、今野泰、島田マリ子、新城希子、高野宏之、高島亮

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、農林総務課主幹、農林技術課長、土木部次長、技術管理課長、建設産業室長、出納局入札用度課主幹兼副課長、教育庁財務課主幹兼副課長、警察本部会計課主幹兼次席、施設管理課主幹兼副課長兼守衛長、県中建設事務所主幹兼専門技術管理員、県南建設事務所主幹兼事業部長、会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長、会津若松建設事務所専門技術管理員、相双建設事務所主幹兼専門技術管理員、相双建設事務所管理課長、県中地方振興局出納室長、県南地方振興局出納室長、会津地方振興局出納室副室長兼出納課長、相双地方振興局出納室副室長兼出納課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和2年4月～11月分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和2年8月～12月分)

(2) 審議事項

ア 令和3年度入札制度の改正点について

イ 抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

(5) 審議事項〈非公開〉

ウ 最低制限価格等及び同算定式の公表等について

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第79回福島県入札制度等監視委員会を開会いたします。

本日は、市岡委員と藤委員が都合により欠席となっております。

なお、今回の会議でございますが、現在本県では、新型コロナウイルス緊急対策期間中であることに鑑みまして、会議時間の短縮に向けて、資料の説明をこれまでより簡単なものにさせていただきますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項が2件と審議事項が3件ございますが、このうち審議事項「ウ 最低制限価格等及び同算定式の公表等について」は、非公表の最低制限価格等に関する審議ですので、会議の公開等に関する取扱要領第2条第1項第3号に該当するものとして、本日の最後に非公開で行いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（異議なし）

そのように決定いたします。

【伊藤（宏）委員長】

始めに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（令和2年4月～11月分）」です。

事務局の説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【伊藤洋子委員】

全体の件数ですが、資料1、1ページに総計1,586件とありますが、ただいま1,585件と説明がありました。どちらが正しいのでしょうか。

【入札監理課長】

全体の件数について、正しくは1,586件で資料のとおりでございます。

【伊藤（宏）委員長】

ほかに御質問等ございますでしょうか。

次に、報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和2年8月～12月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【施設管理課主幹兼副課長兼守衛長】

（「資料2」により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、次に審議事項に移ります。

審議事項のア「令和3年度入札制度の改正点について」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料3」「資料3-1」「資料3-2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいまの説明について、質問等があればお願いします。

【高島委員】

工事成績の期間延長は良いと思います。

資料3、2ページ目ですが、標準型、簡易型が現行4年から改正後5年となっています。発注工事量からいくと、例えば土木が3だとすると建築は1くらいの認識でしたが、土木工事も5年、量的に建築工事が少ないのに土木と同じ5年、プラス1年の算出根拠を教えてください。

この時の要望で優良工事についても発注件数が少ないから期間延長をしてほしいという要望が出されていたと思うが、そちらが延長されなかった理由を教えてください。

【入札監理課長】

まず1点目の5年という年数でございます。建築関係は確かに実績が少なく、もっと延ばしてほしいというお話がございました。工種ごとにさまざまな年数を設定いたしますと、

総合評価を運営する上で非常に困難になってくるということと、今回、その他部局においても、新たに3,000万以上の工事について、総合評価方式を導入することもあり、できるだけ混乱が生じないように今回は一律5年という仕切りで改正をしたいと思っております。

もう1点の優良工事の評価につきましては、対象となる企業が多いわけではなく、経営的に有利な企業は点数が膨らみ、小さい企業には非常に難しい案件だということで、今回は見送りをさせていただきました。

【伊藤（宏）委員長】

土木と建築の工事量はだいたい3：1くらいの割合なのですか。

【高島委員】

おそらくそのくらいかと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほか、いかがでしょうか。

【新城委員】

除雪、維持補修業務、災害時出動実績についてですが、これは仕事として除雪等の業務にあたられたのか。また、加点となる業務はどのような業務なのか。

【入札監理課長】

除雪等の契約を結んでいる団体に加盟して実際に除雪、維持補修等の業務を実際に行う実績があれば加点されるようになります。個別の企業と契約している件数よりも、各地区に加盟している組合と契約している場合が多いと思いますが、そこで実際に実績が出れば加点されるということになると聞いています。

【新城委員】

そうすると、団体に加盟して意思を示してということがある程度前提となるわけですね。また、それは業務としてやっていただくという形ですか。

【土木部次長】

除雪等の実績については、団体に加盟しているところではなく、県が除雪の委託契約を結んでいる実績を評価させていただいております。これは実際に単価契約や除雪委託として、出先事務所が契約を結んだ相手方を対象にして評価しております。

団体の中のボランティアのようなものは、この除雪業務の評価対象にはなっておりません。

それはまた別個に例えば災害時出動・応援のところで除雪に限らず団体として応援協定を結んでいてこちらの方で評価対象となることありますが、除雪に関しては、純粹に契約に基づいた実績を評価させていただいております。誤解されかねないので訂正させていただきます。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、通常の除雪業務はボランティアというわけではなくて、契約を結んだ業者が決まりに則ってやるということですよね。大雪になり非常事態となったときには、契約を結んでいない業者も含めてボランティア的にお願ひすることもあり得るということですか。

【土木部次長】

可能性的にはあり得ますが、実績がないところにつきましては応援の中でというのはなかなか難しいと思っております。

【新城委員】

今委託されていない業者については、意思があればできるのでしょうか。実績はないが希望をすれば考えるということですか。

【土木部次長】

実質、やはり公道を除雪することになりますと、一般の車両等と一緒にやっていきますので、大変危険でございます。事故等の発生の可能性も高くなりますので、管理者として自由に実施していただいているということにはできないと思っております。

雪が降りますと、実際の地形が見えなくなってしまうので、事前に状況を確認しております。ある程度把握した人が、ルール及び事前の準備に基づいて実施いたします。

2018年にもありましたが、豪雪で雪の運び出しができなくなるというような場合がございます。道路だけではなく、宅地、建物のまわりから雪を出すところがないという場合に、雪をダンプに積んで搬出するというような形の応援、それは過去にも実績はありますが、公道を管理者と契約してない方が実施するというのは難しいと思っておりますし、実績もございません。

【伊藤（宏）委員長】

ほか、いかがでしょうか。

【小堀委員】

資料3、4ページの「担い手確保に係る評価項目について」の（1）「若手・女性技術者の配置」の評価項目追加というところで、「・40歳未満の男性又は女性技術者の対象は、基準日の時点で40歳未満であれば加点対象となります。」とありますが、女性も40歳未満というのが縛りとしてかかるという理解でよろしいのでしょうか。

【入札監理課長】

女性は年齢に関係なく対象となり、男性が結果的には40歳未満ということになります。

【小堀委員】

この表現だと、女性も40歳未満という縛りがかかってしまうという解釈もされてしまいかねないので御検討いただければと思います。

【入札監理課長】

はい。検討させていただきます。

【伊藤（宏）委員長】

要するに、若手は男女にかかわらず40歳未満、女性はすべての女性という意味ですね。表現がもう少しわかりやすくなるならば検討してみてください。

【入札監理課長】

はい。

【伊藤（宏）委員長】

ほか、いかがでしょうか。

それでは、審議事項アについては、事務局案を了承することよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議がないものと認め、そのように決定いたします。

次に、審議事項イ「抽出案件について」です。テーマは「地域の守り手育成型方式」、対象期間は、「令和2年9月までの契約案件」です。抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。高野委員、高島委員の順番で説明をお願いします。

【高野委員】

私は、14番、21番、56番の3つを抽出いたしました。

整理番号14番は、リストの中で落札率が90.19%と1番低かったこと、整理番号21番は、格付等級がDランクの業者が結果的には落札しているのですが、他のランクの業者も含めた中で、このDランクの業者が落札した経緯、整理番号56番については、入札辞退者が12者中10者ということで、これだけ多くの辞退が出たことに何か事情があったのかを確認したいということでございます。

私は以上です。

【高島委員】

私は、整理番号8番、21番、30番になります。

整理番号8番は、落札候補者第1順位の企業について、入札書等が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札書により無効とありますが、この不適切事例を具体的に伺いたい。

整理番号21番は、Dランクの理由については高野委員と同じですが、西郷村の案件に対して、白河市、矢吹町、中島村の業者が選定されており、西郷村の業者がゼロ。この要因を伺いたい。

整理番号30番は、全体的に12者程度が選考されている案件が圧倒的に多い中で、この案件だけ17者と突出して多かったので、その要因について伺いたいと思いました。以上です。

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

それでは、案件番号1、県中建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県中建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして何か御質問ございますでしょうか。

【高島委員】

この案件は、入札額が530万円から1,300万円まで振り幅が広いのですが、何か考えられる要因があれば教えていただきたいのと完成予定が1月25日となっていますが、無事に竣工されていますでしょうか。

【県中建設事務所】

まだ竣工はしておりません。

入札額の振り幅について、想定されるのが、堤防築堤ということで、谷田川の堤防沿いを現場まで進んでいくということで、それに関わる仮設や途中に業者がいる関連で調整することがあり、見積り方が変わったと思われれます。

【伊藤（宏）委員長】

ほか、いかがでしょうか。

それでは、次に、案件番号2番の県中建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県中建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして何か御質問ございますでしょうか。

【高野委員】

落札率が1番低いというところでどのような状況だったのかを確認したかったのですが、今の御説明で結構だと思いますので、特に私の方から再質問等はございません。ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは次に、案件番号3 県南建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【県南建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして、御質問がございましたらお願いします。

【高島委員】

西郷村が登録ゼロだということはわかりました。全体的な話で伺いたいのですが、59市町村で登録が全くないところは、結構あるのでしょうか。

【入札監理課長】

今手元に資料がありませんので、後日回答いたします。

【高島委員】

1月14日完成予定となっておりますが、無事に竣工していますか。

【県南建設事務所】

無事に竣工しております。

【高野委員】

格付等級がAからDの業者を選定している中で、12者中9者が辞退となり、結果的にDランクの業者が落札したということですが、A、B、Cの業者が辞退し、Dランクの業者が落札しているというところで、その辺の状況や特記事項があればお伺いしたい。

【県南建設事務所】

今回辞退した理由については特段聞き取り等の調査をしておりませんので、明確にお答えすることはできません。ただ、私の感想的なところになってしまいますが、状況からいたしますと、令和元年東日本台風の災害復旧工事で各社とも非常に多忙な状況になっております。それらを踏まえて各社が判断されたものと考えております。

【土木部次長】

ただいま県南建設事務所からの辞退に至った結果についての推測がありましたが、全県を見渡しましても、実績として辞退数は多くなっております。

それは令和2年度が繰越を含めて、土木部においては過去最高額の予算という状況になっており、各業者さんとも仕事量が多いというのが実態かと思えます。

その結果、辞退数が多く1者だけの応札となり、結果的に入札中止となっているのが結構な数ございます。県内全ての地区で同様の傾向となっております。

【伊藤（宏）委員長】

案件番号5も辞退者がとても多いのですが、資料4-1に掲載されているのが8月、9月分の全ての指名競争入札の案件です。特に2枚目を見ますと入札参加者数が1桁という案件が並んでいます。

そもそも1者であればこの表には載ってこないということですが、こういう工事は入札参加者が少ないとか、あるいは時期、何か傾向はあるのでしょうか。

先程、手持ち工事も考慮して選定しているという説明がありましたが、災害復旧も含めての手持ち工事ですね。それを考慮してもなかなか応札してもらえないということになってしまうのですか。

災害復旧工事がそんなになればもう少し入札参加者数が多くなりそうなのですか。

【土木部次長】

まず、災害復旧工事の影響が一番大きいと思えます。

災害復旧工事は、道路、河川につきまして目の前の被災箇所を優先的に対応せざるを得ない環境はあったと思っております。災害復旧が進捗して減少してくれば、応札状況は今より良くなると思えます。

それから傾向としては、土木部の予算規模が大きいということで、小さい金額の工事について不調の傾向が高まっており、それが応札数の減少にもつながっていると思われまます。どうしても金額の小さいものは、受注者にとって魅力は若干落ちるのではないかと思います。

【伊藤（宏）委員長】

せっかく指名競争入札を導入しても、応札者が少なかったら導入した意味がなくなってしまうことになってしまいますよね。

辞退したところには辞退の理由を報告させているのですか。単に辞退ということだけで済んでいるのですか。

【入札監理課長】

入札を中止にする場合は、どのような理由で応札がなかったのか、1者しか応札がなく中止となった場合は、抽出して聴き取り調査を行うということをやっております。

団体等から要望があってこの地域の守り手育成型方式を作ったにもかかわらず辞退が多いということで非常に問題があると思っております。

このため、どういった理由なのかを把握するため、今回、地域の守り手育成型で指名された全業者に対してアンケートを実施いたしました。中間的なアンケートになりますが、

直近の12月末で指名した全業者である379者にアンケートを実施し、そのうちの約60%である222者から回答がありました。辞退理由として一番多かったのは、配置する技術者が確保できないという回答が130者ほどからありました。その他に多かったのが、手持ち工事量が多く履行できないと判断したという回答でした。配置する技能者、作業員の確保ができなかったというのが67者、また、次に受注したい工事がある、配置技術者を確保できないというのも67者から回答を得ております。とにかく自分の会社に、今配置できる技術者、作業員がないので、辞退したという理由でございました。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。

他、よろしいでしょうか。

それでは、次に、案件番号4の会津若松建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【会津若松建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

ただいまの案件につきまして、御質問がございましたらお願いします。

【高島委員】

17者を選定した理由はわかりました。

会津若松市内の案件ですが、市内の業者が最終的に7者で、会津美里町の業者が9者、それ以外にもありますが、基本的に市外の業者が多いと感じるので、地域的な選定基準をもっと具体的に教えてください。

失格者の中で、615万円と1者だけ極端に低い金額で札を入れた業者があるのですが、何か行き違いがあったのか、また、特別な事情があったのか教えてください。

完成予定が12月3日ですから予定どおり竣工されているかどうか、以上3点について教えてください。

【会津若松建設事務所】

会津若松市におきましては、登録されている業者が9者しかないことから、12者程度以上を確保するために同一土木管内に拡大させて19者を選定しました。その中で、手持ち工事量で技術者がゼロの業者が2者ございましたので、そちらを除外して17者となっております。

巳ノ瀬建設工業株式会社が615万円ということで、この1者だけが極端に低い金額になっておりますが、推測になりますが、その見積を出すにあたって何か間違いがあったのではないかと思われま。

現場につきましては、12月18日に竣工しております。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。
他いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、案件番号5、相双建設事務所の案件について説明をお願いいたします。

【相双建設事務所】

（「資料4」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございます。
ただいまの案件につきまして、御質問がございましたらお願いします。

【高野委員】

この工事案件についても、12者のうち10者が辞退という非常に辞退者が多い案件だったのですが、辞退者が多いというのは、先ほど災害復旧工事の方がメインになって、技術者の配置も含めて地域の守り手育成型の方に手が回らない。この地域の守り手育成型の制度を導入して1年目に大きな災害が起こったという特殊要因的なものがあるという事態になってしまったのかなと思います。例えばこれが平常の年度であれば、辞退者も減って効果が出るような制度になったのかなという理解でよろしいか、お考えをお聞かせ願えればと思います。

【入札監理課長】

委員のおっしゃるとおり、ここは相双地区なので、特に復興関係の事業が一番大きくまだまだ残っている地区であるということ、東日本台風による災害復旧工事も被害が大きかったので事業が多く、辞退数が増えたのではないかと考えています。災害等の復旧工事が無くなってくると、応札者数は非常に増えてくるのではないかと、今こういう状況なので技術者の配置ができない等の理由で辞退が増えているものの、今後数年過ぎれば地域の守り手育成型方式でどんどん発注してほしいという要望が出てくるのではないかと考えています。

【伊藤（宏）委員長】

他、いかがでしょうか。

【伊藤洋子委員】

指名業者の中で、相馬市の株式会社小野中村が落札した訳ですが、現場も相馬市内という中で、指名業者の中に相馬市の業者が1者だけというのは、適格な業者がいなかったということでしょうか。

【相双建設事務所】

地域の守り手育成型企業のリストに載るためには条件がいろいろあり、その条件をクリアした相馬市の業者は、この株式会社小野中村だけでした。近隣の南相馬市の業者を選定しておりますが、ほかに相馬市に業者がいれば、これにかわって相馬市の業者を選定するようなことも当然考えていくということになります。

この指名時点で相馬市の業者は、株式会社小野中村1者でしたので、相馬市からは株式会社小野中村1者のみの指名となりました。

【伊藤洋子委員】

はい。わかりました。ありがとうございます。

【伊藤（宏）委員長】

他、いかがでしょうか。

それでは、抽出案件全般に関することでも結構ですので、御意見、御質問ありましたらお願いいたします。

【高島委員】

案件番号1、整理番号8番で伺ったときに、まだ竣工されてないという話でしたが、地域の守り手育成型とはいえ指名競争ですので、発注者が、業者の実績や品質の確保された竣工迎えるのは当然のことだと思っておりますが、日程に間に合っていないような業者も選ばれているということでどうなのかなという部分が少しありました。

【県中建設事務所】

1月25日に竣工予定になっておりますが、竣工検査を受けたかどうかについて確認せずに来てしまったので、完成していないという回答をいたしました。

完了しております。申し訳ありませんでした。

【島田委員】

台風災害等により土木事業が忙しいということで、そもそも土木に係る事業は比較的公共事業が多いというイメージを持っていたのですが、辞退が多いということは、辞退された業者は民間で請け負った事業がかなり膨大だったという理解でよろしいでしょうか。

【土木部次長】

土木専門にやっている業者にとりましては、おそらく民間の工事はそれほど多くございません。

どちらが多いと言えば公共事業、その中には今回の指名されている業者の中には県事業のほかにも市町村事業を担っておりますが、国はないと思いますので、県事業と市町村事業で既に、受注している件数が多く技術者あるいは作業員がいなくて新たなものに手を出しにくいという事態かと思われま。

あともう1点、通常総合評価方式で、欲しいものだけに手を挙げるということを随分長くやっておりますので、指名競争入札制度が復活しましても、実際に応札するということは設計書に基づいて入札金額を決めるということですので、それなりに作業が出てまい

ります。自分たちで見積もりをして、入札金額を決めなくてはならないので、業者にとってもこれは推測でございますが、取るつもりのないものについては余計な仕事といたしますか、そういうところまでなかなか動いていただけないのかなと思います。本当に取りたいものだけ、手間をかけて入札金額を設定して応札する。総合評価方式でずっと慣れてきていますので、指名競争入札になって全員が本当に取りたいかという、今は結構他の仕事が多くあるので、会社として入札金額を出せという指示もされにくくなっている現状のかなと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

他、いかがでしょうか。

【新城委員】

前回、12者を指名するのはどういうことなのかをお聞きして教えていただきました。例えば、会津若松市が7者だったので、その地域を少し広げて17者になった。相馬市も1者だったので南相馬市まで地域を広げたという御説明だったのですが、工事の大小や難しさということも当然あるとは思いますが、もっと人口の少ない、会社の少ないところで、道路工事、橋の工事をする場合に、地域をどんどん広げていくのか、それともこのくらいでどこかに工事をさせたいという観点も出てくるのか、地域の守り手育成型と考えると、どのようにそれを考えたらいいのかという疑問が湧くのですが、その辺はいかがでしょうか。

【入札監理課長】

今年度から地域の守り手育成型方式を試行導入いたしました。本来は、一般競争入札で地域性と格付けの関係でそれに該当する業者が参加できるということを十数年やってきたわけですが、指名競争入札を導入してほしいという団体等からの要望がありました。そして、今回指名競争入札を試行導入いたしました。そこで問題になってくるのが、競争性という部分で、何者が妥当なのか、少なければ少ないほど業者にとってはいいのかと思いますが、やはり皆様方の税金を使って、できるだけ安く、そして良いものをとということを考えると、競争性が大事になってくるということで何者が妥当なのかというところで前回お話をしたようなある程度競争性が保たれる数ということで9者以上と設定しています。地域によっては業者が少なくて今実際に指名競争入札ができていない管内というのはいくつかございますので、その辺はまたどのようにして構築していけばいいのかということについては来年度の検証に向けての課題だと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

一般論として入札参加者が少なければ、落札率が上がるということになりがちです。この資料4-1からもやはりそのような傾向があり、1入札参加者が10を超える案件は落札率が90%台の前半となっており、逆に入札参加者が2、3者という少ないところを見ると、100%に近い落札率となっているところがあります。ですから、指名競争入札というのは、先ほど課長がおっしゃったように、当然、一定の競争性を保たなければいけないということ、そして競争性を保つことの理由としては、公平・公正性だけではなく、そ

の競争が起こることにより、落札率がある程度下がらなければならない。要するに2者とか3者だけで上の方で争うのではなく、広いところで争ってもらいなるべく安くしてもらうということです。

結局、これは需要と供給の問題です。工事がたくさんあるけれども、業者の手持ちが多く、仕事に対してあまり積極的ではないというような状況のもとで、指名競争入札をやるとやはり辞退者が多くなるということは当然あり得るわけで、震災があり、そして最近台風の被害があり、災害復旧工事が多いということで、指名競争入札を導入するタイミングとして、ひょっとしてあまりよくなかったのかもしれない。

業者が仕事ないから欲しいというような状況の時だったらこんな事態ではなかったのかもしれませんが、今ある程度災害復旧も含めて、先ほど土木部次長がおっしゃったように市町村もかなり災害復旧の工事が多いです。

私は伊達市の入札監視委員会もやっておりますが、伊達もかなり大きな被害を受けて、復旧には少なくとも2～3年はかかるだろうというようなことをおっしゃっていました。地域の守り手育成方式ということで指名競争入札を導入しましたが、今の状況は指名競争入札をやらなくても、それほど変わらないのではないかというような感じです。逆に、本当に仕事が欲しい業者が取るということになっていないかもしれない。指名競争入札は指名されないと応札できないわけですから、少なくとも1、2年くらいのスパンで検証しないと傾向をつかみにくいのかなと思っております。先ほど土木部次長がおっしゃったように指名競争入札をしばらくやっていたのであまり慣れていないというところもあるのかもしれない。市町村は指名競争入札を結構まだやっているところが多いですが、県からの指名競争入札はまだ慣れていないということあるのかもしれない。

それで先ほどお聞きしたのですが、業者は指名されたってことの報告は受けるわけですね。それに対して辞退はどういう手続によって辞退するのですか。何もしなければ自動的に辞退ということになるのか、何らかの形でレスポンスをしてもらうのか、どちらですか。

【入札監理課長】

何のレスポンスもなくそのまま応札日を超えてしまえば自然と辞退になります。事前に辞退しますということを入札執行権者や工事執行権者に連絡をしたうえで辞退をするケースの方が多いと伺っております。

【伊藤（宏）委員長】

せっかく指名競争入札を導入したのですから、指名された業者は、指名されたことに対して意気を感じて仕事をしてほしいという気持ちがあります。致し方ない理由で辞退をせざるを得ない場合は、書面で理由を付して辞退しますというものを出させておけば、後でアンケートをとる必要もない、そのような仕組みはあって然るべきと思いますが、いかがですか。県が積極的に導入した訳でなく、業界団体からの強い要望があって導入したので、このような状況が長く続いたら制度自体止めようということにもなりかねない。

【入札監理課長】

委員長がおっしゃるように、辞退の際に業者から理由について書面等で取れるかどうかについては、検討したいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

他、いかがでしょうか。

【高島委員】

委員長と入札監理課長がおっしゃるとおり競争性は非常に大事だと思います。

ただ、先程お話があったように結局その地域で少ないと遠くへ広げていく、業者さんはそこで仕事をされるでしょう。広げるだけ広げて、今度はその地域の守り手になった時にお仕事では遠くから来るかもしれませんが、今度はそこに何かがあったときに駆けつけてくれるのか。だから、数を増やしていくとジレンマになっていくのですが、その論法も今度は出てくるので、その辺もすべて勘案していくと、新年度検証されてからでもいいと思うのですが、地域の守り手という部分に余り縛られなくてもその会社さんの地域での実績の評価も非常にウエイトの高いものだと思うので、だから一概にただ遠くに広げていくと、主題になっている地域の守り手と今度は合わなくなってくるかなという心配があります。

【伊藤（宏）委員長】

おっしゃるとおりです。新城委員の御意見と重なっていて、広げれば広げるだけそもそもの意図が薄らいでいくということになりかねない。結局バランスの問題で、競争性をいかに担保するかということと、指名競争入札で地域の守り手をいかに育成していくかということは、トレードオフの部分がある。どの辺のところで折り合いをつけてやればいいのかということで、もう少し期間を見て検証していかないと、適切なバランスが見つけにくいのかなという印象を持っております。

他、よろしいでしょうか。

次は、「各委員の意見交換」です。何か意見等がありましたらお願いします。
よろしいですか。

次に、「その他」ですけれども、委員の皆様から何かございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

では、最後に、審議事項に戻りまして、ウ「最低制限価格等及び同算定式の公表等について」に移ります。

ここからは非公開での審議になりますので、傍聴者及び報道機関の方には退席をお願いいたします。

（傍聴者等退席）

----- 《これより非公開審議》 -----

《非公開審議開始》

(以下、非公開審議について「概要」を記載)

事務局より「資料5」等により説明

最低制限価格等は、令和3年4月1日以降起工分から、契約後に予定価格とともに公表すること及び最低制限価格算定式は、令和3年4月1日に公表すること等について了承された。

----- 《非公開審議終了》 -----

【総務部政策監】

委員の皆様、本日は御審議ありがとうございました。

本日は、現在の委員の皆様で御審議いただく定例の委員会としては最後となります。

皆様には、透明性・競争性・公正性・品質の確保を図りながら、地元業者の受注機会などにも配慮した、より良い入札制度の構築のために御審議いただいて参りましたこと、心から感謝申し上げます。

高野委員におかれましては、今期をもって退任されることとなりますことを報告させていただきます。高野委員には、これまで本県の入札・契約行政に多大な御協力をいただきました。本当にありがとうございました。

また、来期も御就任いただけます方々におかれましては、引き続き当委員会へお力添えをお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございました。

最後でございますので、高野委員に一言御挨拶をお願いいたします。

【高野委員】

(挨拶)

【伊藤（宏）委員長】

どうもありがとうございました。

私からは以上です。

【入札監理課主幹兼副課長】

以上をもちまして、「第79回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。